

## 協議第7号

### 消防広域化運営計画策定項目（案）について

次の調整結果について協議を求める。

令和2年12月22日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会  
会長 畠山 稔

調整結果	調整第6号「消防広域化運営計画について」の題名を「上尾市・伊奈町広域消防運営計画」とし、策定項目を決定する。
------	--

(説明)

上尾市・伊奈町広域消防運営計画策定項目について

当該計画においては、消防広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、消防組織法第34条第2項の規定に基づき、同計画の項目を定めるものとする。

#### 広域消防運営計画の項目について（消防組織法第34条第2項）

広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ② 消防本部の位置及び名称
- ③ 市町村の防災に関する関係機関相互間の連携の確保に関する事項

## 「上尾市・伊奈町広域消防運営計画」策定項目

### 1 基本的事項

- (1) 広域化の方式
- (2) 広域化開始のスケジュール
- (3) 消防本部の位置及び名称
- (4) 消防署所の位置及び名称

### 2 組織

- (5) 消防本部・消防署の組織
- (6) 消防本部の権限
- (7) 部隊運用等
- (8) 指令センター
- (9) 消防署・分署の配置及び管轄区域
- (10) 勤務形態及び勤務時間

### 3 人事、処遇

- (11) 定員配置
- (12) 採用計画
- (13) 身分（任用、階級等）
- (14) 給与（諸手当含む）
- (15) 福利厚生
- (16) 教育、訓練及び研修
- (17) 給・貸与物品

### 4 施設整備

- (18) 消防施設等整備について（庁舎、車両、消防水利、指令システム）

### 5 経費

- (19) 経費負担割合（初期投資等）
- (20) 財産取扱（債務含む）

### 6 関係機関との連携に関する事項

- (21) 防災・国民保護担当部局との連携
- (22) 消防団との連携
- (23) 関係団体との連携
- (24) 広域化後の意見調整組織